

各位

重大な約款変更にかかる書面決議基準日設定のお知らせ

なお、約款変更にかかる書面決議が可決された場合、2027年1月26日付で約款変更を実施する予定です。

記

One ETF 日本国債 高クーポン（平均残存10年未満）（銘柄コード：492A）
（以下「当ファンド」といいます。）

書面決議の対象受益者の確定基準日	2026年10月20日（火）
議決権行使書による議決権行使期限	2026年12月23日（水）
書面決議日	2026年12月24日（木）
金融庁への届出日（予定）	2027年 1月 5日（火）
買取請求期間開始日（予定）	2027年 1月 6日（水）
買取請求期間終了日（予定）	2027年 1月25日（月）
約款変更実施日（予定）	2027年 1月26日（火）

3. 約款変更の内容および理由

<内容>

当ファンドの追加設定時および一部解約時の受付停止日を以下のとおり変更いたします。

変更前：計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）

変更後：計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

<理由>

予想分配金と確定分配金とが相違する要因を減らし、より正確な情報提供を確保するために行うものです。

これにより、ETFの権利落ち日から決算日までの市場価格形成をより適正なものとするに寄与すると考えています。

※この約款変更は、直接委託会社に追加設定または一部解約を申し込む際の変更であり、東京証券取引所における売買方法に変更はありません。

4. 書面決議について

基準日（2026年10月20日）時点の当ファンドの受益者は、この約款変更にかかる議案（以下「本議案」といいます。）について議決権を行使することができます。当該受益者の皆さまに対して、後日、本議案に関する議決権行使書を送付いたしますので、議決権を行使される方は、2026年12月23日までに、議決権行使書に必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。なお、議決権を行使されない場合は、当ファンドの信託約款の規定に基づき、本議案について賛成したものとしてお取り扱いさせていただきます。

上記の約款変更にかかる書面決議は、賛成された方が保有する基準日時点の受益権口数の合計が、同日時点の受益権総口数の3分の2以上となった場合に可決されます。

5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の約款変更にかかる書面決議が可決された場合、約款変更に反対された受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」第18条に基づいて、2027年1月6日から2027年1月25日までの間に、当ファンドの受託会社に対して、2026年10月20日時点で保有する受益権について、当該信託財産をもって買取することを同社所定の手続きに基づいて請求することができます。なお、約款変更に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

6. 信託約款の新旧対照表

(新)	(旧)
＜受益権の申込単位および価額＞ 第13条 (略) ②～③ (略) ④委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第3号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、受益権の取得申込みを受付けることがあります。 1. 第40条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前</u>から起算して<u>5営業日以内</u>) 2. ～3. (略) ⑤ (以下略)	＜受益権の申込単位および価額＞ 第13条 (略) ②～③ (略) ④委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第3号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、受益権の取得申込みを受付けることがあります。 1. 第40条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前</u>から起算して<u>3営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日以内</u>) 2. ～3. (略) ⑤ (以下略)
＜信託契約の一部解約＞ 第49条 (略) ②～⑤ (略) ⑥委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、第1項の一部解約の実行の請求の受付を停止します。ただし、第1号から第3号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、一部解約の実行の請求を受付けることがあります。 1. 第40条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前</u>から起算して<u>5営業日以内</u>) 2. ～3. (略) ⑦ (以下略)	＜信託契約の一部解約＞ 第49条 (略) ②～⑤ (略) ⑥委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、第1項の一部解約の実行の請求の受付を停止します。ただし、第1号から第3号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託者が判断するときには、一部解約の実行の請求を受付けることがあります。 1. 第40条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前</u>から起算して<u>3営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日以内</u>) 2. ～3. (略) ⑦ (以下略)

以上